

## 令和 4 年度業績評価指摘事項の令和 6 年度事業計画における関連部分

## I. 健康保険

評価項目	指摘事項	令和 6 年度事業計画関連部分
1. 基盤的保険者機能関係 ①健全な財政運営	<p>■引き続き、健全な財政運営を維持できるよう、経済情勢等を踏まえた医療費の動向について、中長期的な視点から精緻に分析し、情報発信により事業主や加入者の理解を得られるよう情報発信を継続するほか、平均保険料率の維持以外の経営健全化策についても指標に加え、その実施結果についても評価を行うことについて検討された上で、健全な財政運営に努められたい。</p>	I) 健全な財政運営 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。</li> <li>・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、国や都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。</li> </ul>
②サービス水準の向上	<p>■今後も、引き続き、迅速かつ満足度のあるサービスの提供を継続されたい。</p> <p>なお、現状の KPI は経年的にはほぼ達成した状況にあることから、更なるサービス水準向上のため、それに資する新たな目標や指標の設定についても併せて検討されたい。</p>	II) 業務改革の実践と業務品質の向上 ② サービス水準の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。</li> <li>・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。</li> <li>・ 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対</li> </ul>

		<p>応する。加えて、「広報基本方針」及び「広報計画」に基づき加入者等の利便性の向上を図り、相談業務の効率化に繋げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により業務の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。</li> <li>・ <u>ホームページにチャットボットを導入し、加入者等の制度や手続き等に対する相談の利便性の向上を図った。チャットボットは2024年7月から2025年3月までに制度ごとに段階的に導入を行い、利便性の向上を図った。</u></li> </ul>
<p>④現金給付の適正化の推進</p>	<p>■更なる現金給付の適正化に向け、引き続き、効果的・効率的な審査の実施を取り組まれたい。</p>	<p>Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>傷病手当金と障害年金等の併給調整について適正に実施した。</u></li> <li>・ 現金給付の支給決定データ等の分析により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化P T（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。</li> <li>・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。</li> <li>・ これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるために、各支部の管理者・担当者に対する業務研修を実施する。</li> </ul>

<p>⑤効果的なレセプト内容点検の推進</p>	<p>■引き続き、点検の効率化と質の向上へ向け、効果的なレセプト点検の推進に努められたい。</p> <p>なお、現状の KPI は経年的にほぼ達成した状況にあることから、更なるレセプト点検の質の向上のため、それに資する新たな目標や指標の設定についても併せて検討されたい。</p>	<p>Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>④レセプト内容点検の精度向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。</li> <li>・ 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム (AI) によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト (目視対象に振り分けられたレセプト等) を優先的かつ重点的に審査する。</li> <li>・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。</li> <li>・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革 (ICT を活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等) の進捗状況を注視し、協会の内容点検体制のあり方について検討する。</li> <li>・ 資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組むとともに、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の状況を踏まえ、資格点検の実施方法や体制の見直しを検討する。</li> </ul>
<p>⑥柔道整復施術療養費等における文書照会の強化</p>	<p>■引き続き、加入者に対する適正受診の啓発及び不正防止の取組強化に努められたい。</p>	<p>Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の申請又は負傷部位を意図的に変更する過剰受診 (いわゆる「部位こ</li> </ul>

		ろがし」)の適正化を図るため、加入者への文書照会などを強化するとともに、疑義が生じた施術所については、面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書による施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	■被保険者証及び返納金債権の回収は、積極的な実施が成果につながる業務であることから、持続的に業務の強化・改善に取り組み、必要に応じて法的手続を活用するなど、回収率の向上に努められたい。	<p>Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実に実施する。</li> <li>債権回収をより円滑に実施するため、研修等を充実させ、債権担当職員の知識やスキルを向上させる。</li> <li>無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。</li> <li>日本年金機構と連携し、資格喪失時における保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。</li> </ul>
⑧被扶養者資格の再確認の徹底	■被扶養者の無資格受診は返納金債権発生に繋がるため、事業主の理解と協力を得て再確認の取組を強化し、被扶養者資格解除の提出漏れを防ぐことで適	<p>Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上</p> <p>③ 現金給付等の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用し</li> </ul>

	<p>正化を図られたい。</p>	<p>た効率的な再確認を実施するとともに、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。</p>
<p>⑨オンライン資格確認の円滑な実施</p>	<p>■マイナンバーカードの健康保険証利用登録の促進は、より良い医療の提供を受ける事ができるなど、加入者の利便性向上に資することから、なお一層の周知・広報を主体的に実施されたい。</p>	<p>Ⅲ) DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進</p> <p>i) オンライン資格確認等システムの周知徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療 DX の基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。特に、2023 年 1 月より運用が開始された電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。</li> <li>・ マイナンバー未収録の解消を図るとともに、マイナンバーを正確に収録するため、システムによる確認の改善及び加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。</li> <li>・ <u>加入者資格を簡易に把握して円滑な健康保険の諸手続きを可能とするため、2024 年 9 月～2025 年 2 月に全加入者(約 4,000 万人)に「資格情報のお知らせ」を送付した。</u></li> <li>・ <u>オンライン資格確認等システムへの迅速かつ正確なデータ登録のため、新規で登録された資格情報と住民基本台帳情報との突合が 2024 年 5 月に開始された。協会における突合の結果、マイナンバーの確認が必要となった加入者(約 90,000 人)については、2025 (令和 7) 年 3 月に照会文書を送付した。なお、その際、多様な言語背景を持つ加</u></li> </ul>

		<p><u>入者が増加していることを踏まえ、照会文書に外国語版二次元コード（22言語）を貼付した。</u></p> <p>ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。</li> <li>・ <u>マイナ保険証利用の普及促進のため、マイナンバー関係の問い合わせに対応するため専用のコールセンターを開設した。また、支部に IVR（自動音声ガイダンス）を導入し、マイナ保険証に関する問い合わせとそれ以外の通常の問い合わせとの切り分けを進め、適切に対応した。あわせて、国際化の進展に伴い多様な言語背景を持つ加入者が増加していることを踏まえ、22ヶ国語の対応も可能とした。</u></li> </ul>
<p>⑩業務改革の推進</p>	<p>■引き続き、各支部の業務の標準化・効率化を図り、個人及び組織としての生産性の向上と体制の盤石化に向け、「業務改革検討プロジェクト」の着実な遂行に努められたい。</p> <p>併せて、定量的な指標においても一定の業務改革の効果が見受けられることから、具体的なアウトカム指標を設けることで更なる改革が推進されるよう、定量的 KPI の策定を検討されたい。</p>	<p>①業務処理体制の強化と意識改革の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を図る。</li> <li>・ 業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。</li> <li>・ <u>現金給付のうち、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金及び埋葬料（費）の各申請書の受付から支払までの平均所要日数が 5.63 日（前年度 6.19 日）と前年度と比較し、0.56 日短縮した。</u></li> </ul>

<p>2. 戦略的保険者機能関係 ①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p>	<p>■引き続き、「支部別スコアリングレポート」等提供資料の充実を図り、具体的な取組事例の共有により、各支部が健康課題を明確に把握し、必要な取組を進めることで、支部間格差が更に縮まるよう努められたい。</p>	<p>（2）戦略的保険者機能の一層の発揮 II）健康づくり ① 保健事業の一層の推進 i）第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部ごとに策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。</p>
<p>① i）特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p>	<p>■対外的な要因があるものの、KPIは未達成であり、国が示す令和5年度の目標達成も困難な状況にある。 令和5年度から開始される生活習慣病予防健診における自己負担の引き下げ等について、加入者へ積極的に周知するなど、引き続き更なる受診率の向上を目標に取組を強化されたい。</p>	<p>（2）戦略的保険者機能の一層の発揮 II）健康づくり ②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 ・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、2023年度に実施した自己負担の軽減に加え、2024年度から付加健診の対象年齢を拡大するとともに、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。 ・ 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検</p>

		<p>診との同時実施等の拡大を進めるとともに、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検診」、歯科疾患の早期発見・重症化予防を図るための「歯科検診」、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」を集団健診時のオプション健診として追加し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。</li> </ul>
<p>① ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上</p>	<p>■被扶養者にかかる KPI は達成したものの、被保険者にかかる KPI は未達であり、特定健診実施率と同様、国が示す令和 5 年度の目標達成も困難な状況にある。</p> <p>今後は、ICT 活用の促進や、健診当日の初回面談を実施する機関の更なる増加など、加入者の利便性の向上に努めるとともに、各支部において初回面談の実施率が低い契約健診機関への取組強化を促す等、特定保健指導の実施率の更なる向上に取り組まれない。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>II) 健康づくり</p> <p>①保健事業の一層の推進</p> <p>ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。</li> <li>・ 保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師に対し、全国研修に加え、新たにブロック単位による研修を実施する。</li> <li>・ 併せて、専門職以外の保健事業に携わる職員の研修内容の充実を図るとともに、新たに保健グループ長に対する研修を実施する。</li> </ul> <p>③特定保健指導実施率及び質の向上</p> <p>i) 特定保健指導実施率の向上</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2022 年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。</li> <li>・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。</li> <li>・ 経年的に特定保健指導の利用がない事業所に情報提供するため、特定保健指導実施率が高い事業所における職場環境整備に関する創意工夫について、事例集等を作成する。</li> <li>・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な利用案内について、2023 年度パイロット事業等の成果を検証し、全国展開の可否を検討する。</li> </ul> <p>ii) 特定保健指導の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2024 年度から開始される第 4 期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1 センチかつ体重 1 キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するため、協会における運用、効果的な保健指導において備えるべき要素等のスキル習得に向けた研修を行う。</li> <li>・ また、特定保健指導の成果の見える化を図るとともに、ICT を組み合わせた特定保健指導を推進するための環境整備に取り組む。</li> </ul>
--	--	---

<p>①iii) 重症化予防対策の推進</p>	<p>■KPI は未達成となっていることから、引き続き効果的な勧奨方法を検討し、重症化を防ぎ確実に医療へとつなげられるよう努められたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮 II) 健康づくり ④重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、特定健診を受診した被扶養者や事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を新たに実施する。また、特定保健指導と併せて、健康意識が高まる健診当日や健診結果提供時における効果的な受診勧奨について、2023 年度パイロット事業等の成果を検証し、全国展開の可否を検討する。</li> <li>・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施する。また、加入者の QOL の維持及び医療費適正化の観点から、外部有識者の研究成果を踏まえ、人工透析につながる要因となる糖尿病性腎症に対する受診勧奨を拡充する。</li> </ul>
<p>①iv) コラボヘルスの推進</p>	<p>■健康宣言事業所に対するフォローアップの強化や、ヘルスリテラシー向上のためポピュレーションアプローチを更に推進することにより、加入者の健康づくりに資する取組を推進されたい。</p> <p>なお、既存の KPI については高い達成状況を鑑み、宣言実施済事業所を含めた健康宣言内容の標準化の進捗等を評価指標とするなど、積極的な見直しにも努められたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮 II) 健康づくり ⑤コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。</li> <li>・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健康課題（喫煙や運動、メンタルヘルス対策とも関連する睡眠など）に着目した実効性のある新たなポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。</li> <li>・ メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携した取組を積極的に推進する。</li> </ul>
<p>②広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p>	<p>■引き続き、広報活動における SNS の利用など広報媒体の拡充や、健康保険委員が委嘱されている事業所数の拡大だけでなく、健康保険委員の制度周知における積極的な活用も併せて進める事で、加入者の健康保険制度にかかる更なる理解の向上に努められたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本部においては、ホームページや全支部共通広報資材等の統一的に使用可能な各種広報ツールにより、全国で一律に周知すべき内容を中心とした広報を実施する。特にホームページについては、チャットボットの本格導入や利用者目線で改善を図る。また、SNS による情報発信を全支部で開始する。</li> <li>・ 支部においては、広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。</li> <li>・ 健康保険委員について、委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険制度に関する相談対応や従業員の健康づくり等について、研修会や広報誌等を通じて情報提供を行う。また、更に健康保険委員の活動</li> </ul>

		を活性化させる取組について検討する。
④ジェネリック医薬品の使用促進	■使用率80%未満の7支部においては、本部・支部の更なる協働をすすめ、令和5年度末までに全支部における使用率80%以上を達成できるよう、引き続き取組を進められたい。	(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮 Ⅲ) 医療費適正化 ①医療資源の適正使用 i) ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 協会のジェネリック医薬品使用割合は、2023年3月診療分で81.7%と、80%以上の水準まで達している。使用割合が80%以上の支部は、この水準を維持・向上できるよう、また、使用割合が80%未満の支部は、早期に80%以上に到達することを目指して、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。 ・ 加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組むとともに、医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえた取組を行う。
④インセンティブ制度の実施及び検証	■ 令和3年度見直しが実際に保険料率に反映される令和6年度に向け、支部に対し予防健康づくりの取組を促し、加入者や事業主に対するインセンティブ制度の更なる周知広報に引き続き努められたい。	(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮 Ⅲ) 医療費適正化 ③インセンティブ制度の実施及び検証 ・ 2021年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。 ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。
⑤支部で実施した好事例の全国展開	■引き続き先進的な保健事業について、パイロット事業として積極的に実施・効果検証のうえ、他支部	(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮 I) データ分析に基づく事業実施

	への展開に努められたい。	<p>③好事例の横展開</p> <p>i) 本部主導型パイロット事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第5期アクションプランにおいて整理した本部主導型のパイロット事業の仕組みのもと、協会が取り組むべき課題として本部が設定したテーマについて、支部の取組結果をもとに効果的な手法を確立し、当該手法の横展開を図る。</li> </ul>
⑥地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	<p>■今後も引き続き、地域における各種審議会への参画を推進するとともに、より質の高い医療提供体制の構築に向けての意見発信を、KPI 達成を目指して積極的に行っていただきたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>Ⅲ) 医療費適正化</p> <p>②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信</p> <p>ii) 医療提供体制等に係る意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康づくりや医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。</li> </ul>
⑦調査研究の推進	<p>■引き続き、都道府県の医療費の地域差に関する分析等を行い、協会が実施する事業の改善等に繋げていただきたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮</p> <p>I) データ分析に基づく事業実施</p> <p>①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。</li> <li>・ 本部は、医療費・健診データ等の支部ごとの地域差にかかる分析を実施するほか、支部における分析に資するデータを</li> </ul>

		<p>作成・提供する。支部は、地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、外部有識者との共同分析を推進する。</p>
--	--	---

## II 船員保険

評価項目	指摘事項	令和6年度事業計画関連部分
(1)基盤的保険者機能関係 ①正確かつ迅速な業務の実施	■今後も、迅速かつ適切な業務が行われるよう努められたい。	(1) 基盤的保険者機能 ② 正確かつ迅速な業務の実施 ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。 (情報取得から送付までの平均日数：3 営業日以内) ・ サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。 ・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。
②適正な保険給付の確保	■今後も、多部位かつ頻回の施術や長期受診の申請に対する文書照会や広報を通じ、加入者等に柔道整復師への適正なかかり方をご理解いただき、受診いただけるよう取り組まれたい。	(1) 基盤的保険者機能 ③適正な保険給付の確保 ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
③効果的なレセプト点検の推進	■どのような点検方法等が効果的か検討し、今後の点検に活用していただきたい。	(1) 基盤的保険者機能 ④効果的なレセプト点検の推進 ・ レセプトの資格点検業務、外傷点検業務を着実かつ確実に実

		<p>施し、医療費の適正化に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。</li> <li>社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICTを活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理な差異の解消等）の進捗状況を注視し、今後のレセプト点検方法のあり方を検討する。</li> </ul>
④返納金債権の発生防止の取組の強化	<p>■被扶養者資格の再確認により、資格のない方に保険給付を行うことを防ぎ、適正な保険給付が行われるよう努められたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能</p> <p>③適正な保険給付の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者資格の再確認について、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、効率的な再確認を実施するとともに、未提出事業所に対する勧奨により、被扶養者資格の再確認を徹底する。</li> </ul>
⑤債権回収業務の推進	<p>■現年度分のうち、回収できなかった債権に対して、どのような対応をすべきか検討し、確実な回収に努められたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能</p> <p>⑤債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底し、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。</li> </ul>
⑥制度の利用促進	<p>■今後も、船員保険制度を加入者にご理解いただいた上でご利用いただけるよう、周知等に努められたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能</p> <p>⑦制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。</li> <li>職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申</li> </ul>

		<p>請勸奨を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を協会に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。</li> </ul>
⑦福祉事業の着実な実施	<p>■被保険者の健康と生命の安全を守るため、今後も委託事業を継続できるよう、取り組まれない。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能</p> <p>⑧福祉事業の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所としての役割を果たしていくため、当事業の質の向上及び広報を通じた更なる認知度の向上を図る。</li> <li>・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生向上及び健康づくりのため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。</li> </ul>
⑧サービス向上のための取組	<p>■加入者から寄せられた意見等を踏まえ、引き続き、サービスの改善に努められたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能</p> <p>⑨サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、そのほかのニーズも踏まえて、サービス向上委員会において対応策を検討する等、更なるサービス向上を図る。</li> </ul>

<p>⑨健全な財政運営</p>	<p>■今後も、被保険者や船舶所有者に対して、丁寧な説明や情報発信を行うことでご理解いただき、健全な財政運営を行っていただきたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能 ①健全な財政運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。</li> </ul>
<p>(2)戦略的保険者機能関係 ①特定健康診査等の推進</p>	<p>■現在の受診率はまだ低い水準であるため、今後も健診実施機関の更なる拡充に努めていただき、健診を受けられる機会を増やすとともに、健診受診の重要性を加入者及び船舶所有者にご理解いただけるよう、継続して取り組まれます。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能 ① i) 特定健康診査等の推進 (生活習慣病予防健診)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病予防健診実施機関(船員手帳の健康証明ができる医師)の拡充に向けた取組を実施する。</li> <li>・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズを把握し、健診車を活用した巡回健診を拡充する。</li> <li>・ がん検診がセットであること等に関する広報を行う。また、未受診者には特性に応じた受診勧奨を行い利用促進を図る。 (船員手帳健康証明書データ取得)</li> <li>・ 引き続き船舶所有者へ国土交通省と連携した提供依頼を行い、提出の促進を図る。</li> <li>・ インターネットによる健康証明書の提出方法について、船舶所有者と被保険者へ周知広報を実施し、提出率の向上を図る。</li> <li>・ 健康証明書データの取得に協力いただける漁業協同組合との連携に向けた検討を行い、提供依頼を実施する。 (被扶養者の特定健診)</li> <li>・ 被扶養者の特定健診について、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する等により健診受診の機会を拡</li> </ul>

		<p>充する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診受診の必要性等に関する広報や、未受診者の特性に応じたセグメント別の受診勧奨を行い、健診受診を習慣化する取組を推進する。</li> </ul>
②特定保健指導の実施率の向上	<p>■今後、更に実施率を向上するため、これらの取組を継続するとともに、加入者及び船舶所有者へ特定保健指導の重要性をご理解いただき、受診していただけるような広報を行っていただきたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能</p> <p>①ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。</li> <li>・ 特定保健指導利用券発送後電話による利用勧奨を行う。また、利用傾向を把握する機会とし、利用環境の向上につなげる。</li> <li>・ ICTを活用した特定保健指導について、改善効果に留意しつつ利用を促進し利便性の向上を図る。</li> <li>・ 2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」(特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する)に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。</li> </ul>
③加入者の健康意識向上に対する支援	<p>■今後は、例えば、オーダーメイドの情報提供リーフレットを送付することで、どの程度の効果があるのか検証し、より効果的な支援を積極的に行っていただきたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能</p> <p>①iii) 加入者の健康意識向上に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。また、より効果的な情報提供ができるよう当該取組の効果検証を実施する。</li> </ul>

<p>④加入者の禁煙に対する支援</p>	<p>■加入者の健康ひいては将来的な医療費削減のため、プログラム参加者及び終了者を着実に増やし、また、禁煙が継続されるよう支援に取り組まれない。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能  ④iv) 加入者の禁煙に対する支援  ・ 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。  ・ 喫煙者に対して個別の禁煙勧奨通知を送付する。  ・ 「たばこの害」に関する認知度向上の施策を検討する。特に漁船については関係省庁や漁業協同組合との連携を図る。</p>
<p>⑤船舶所有者等の健康意識向上に対する支援</p>	<p>■出前健康講座や船員養成校での講義については、引き続き、参加者等の要望も取り入れながら、実施回数や参加人数を増やし、参加者自らの健康に活用いただけるよう、継続的に行われたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能  ④v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援  ・ 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。  ・ 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、船員養成校の学生を対象に、専門の講師による特別講義を着実に開催する。</p>
<p>⑥船舶所有者とのコラボヘルスの推進</p>	<p>■引き続き、国土交通省等とも連携をして健康づくりへの支援を行うとともに、更に多くの船舶所有者に参加していただけるよう、積極的な広報に努められたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能  ④vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進  ・ 国土交通省、経済産業省、厚生労働省、水産庁等と連携し、「船員の健康づくり宣言」の浸透を進め、また、支援メニューの拡充を図ることで自社船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援するとともに、船舶所有者訪問等により参加船舶所有者数の拡大を図る。</p>
<p>⑦ジェネリック医薬品の使</p>	<p>■引き続き、ジェネリック医薬品の使用が自己負</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能</p>

<p>用促進</p>	<p>担額の軽減につながることを周知し、ジェネリック医薬品の使用促進を図ることで、船員保険財政の改善につなげていただきたい。</p>	<p>② ジェネリック医薬品等の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。</li> </ul>
<p>⑧情報提供・広報の充実</p>	<p>■引き続きホームページやメールマガジンも活用しながら、加入者及び船舶所有者に、船員保険制度への理解をより深めていただけるような広報に努められたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能</p> <p>③ 情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。</li> <li>・ 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。</li> <li>・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。</li> <li>・ ホームページにタイムリーな情報記事や健康づくりに関する動画を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。</li> <li>・ 船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポーターを募集し、船員の健康づくりに関する情報等を浸透させる。</li> <li>・ 船舶所有者に対し直接的に広報を実施する手段としてニーズを踏まえたオンラインによる事務説明会を適宜開催する。</li> </ul>
<p>⑨調査・研究の推進</p>	<p>■今後も、健康保険加入者と比較した分析についても行い、分析結果を活用して加入者の健康保持</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能</p> <p>④ 調査・研究の推進</p>

	増進に努められたい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶所有者・加入者の適用情報、医療費データ、健診結果等を用いて分析を進める。</li> <li>・ 「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針）」（令和4年6月7日閣議決定）において、生涯を通じた歯科健診を推進するとされたことや令和5年度に実施した船員の歯・口腔の状況を把握するための分析結果を踏まえた取組を試行する。</li> </ul>
--	------------	--

### Ⅲ 組織・運営体制関係

評価項目	指摘事項	令和6年度事業計画関連部分
I) 人事・組織に関する取組 ①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	<b>■</b> 今後も、管理職を含めた組織全体での人材育成、特にデータヘルスに資する職員のスキルの向上を図るための研修を充実させることや、本部・支部における各部門における業務量を実態に即して正確に把握し、適正な人材配置を行えるよう取り組まれたい。	(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 I) 人事・組織 ① 人事制度の適正な運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事制度の見直しについて、検討結果を踏まえ、制度改正案を策定するとともに、改正内容の実施に向け、職員への制度説明や改正に対応したシステム改修等の準備を進める。</li> </ul> ②新たな業務のあり方を踏まえた適正な人員配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部の業務量の調査結果を踏まえ、人員配置のあり方を検討し、支部毎の適正な人員配置数を決定するとともに、人事異動等の機会をとらえて適正な人員数に向けた人員配置を段階的に実施する。</li> </ul>
I) 人事・組織に関する取	<b>■</b> 人事評価制度については、評価者と被評価者	(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

<p>組 ②人事評価制度の適正な運用</p>	<p>との面談の場を、意見交換の一つの機会として活用することで一層の組織強化を図ることができるため、積極的に活用されたい。</p>	<p>I) 人事・組織 ① 人事制度の適正な運用 ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。</p>
<p>I) 人事・組織に関する取組 ③OJT を中心とした人材育成</p>	<p>■引き続き、様々な分野の知識の習得によりスキルアップを図り、個々の職員の持つ能力が十分に発揮されるよう、研修の充実に努められるとともに、戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成に注力されたい。</p>	<p>(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 I) 人事・組織 ③更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成 ・ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・ 加えて、更なる保険者機能の発揮に必要な能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。 ・ その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。</p>
<p>I) 人事・組織に関する取組 ④本部機能及び本部支部間の連携の強化</p>	<p>■引き続き各支部の規模や地域特性などを踏まえ、更なる戦略的保険者機能を発揮できるよう、本部と支部との連携強化に努めるとともに、「保険者努力重点支援プロジェクト」において得られた医療費格差の分析結果等の知見につ</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮 I) データ分析に基づく事業実施 ③好事例の横展開 ii) 保険者努力重点支援プロジェクト ・ データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部</p>

	いて、確実に全支部横展開を図ることで、支部間格差の縮小を図られたい。	<p>(北海道、徳島、佐賀支部)が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」について、医療・公衆衛生・健康づくり等に精通した外部有識者の助言を得ながら、令和5年度に決定した保険料率上昇の抑制が期待できる事業を実施する。なお、その際には、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した取組や意見発信等も行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該プロジェクトの実施を通じ蓄積した分析手法に関するノウハウについて、全支部への横展開を図る。</li> </ul>
<p>I) 人事・組織に関する取組</p> <p>⑤支部業績評価の実施</p>	<p>■各支部の規模や地域特性などの条件を踏まえ、適正に支部業績評価が行われ、ひいては支部職員の士気向上に資するよう、引き続き検証に努められたい。</p>	<p>(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <p>I) 人事・組織</p> <p>⑥支部業績評価を通じた支部の取組の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。</li> </ul>
<p>II) 内部統制に関する取組</p> <p>①内部統制の強化</p>	<p>■引き続き、内部統制基本方針に基づき、マニュアルの整備やリスク発生を事前に抑制する仕組みの構築等、内部統制の強化に努められたい。</p>	<p>(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <p>II) 内部統制等</p> <p>① 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を拡充する。</li> <li>・ 適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。</li> <li>・ 階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。</li> </ul>

<p>Ⅱ) 内部統制に関する取組 ②リスク管理</p>	<p>■今後も様々な危機を想定し、多角的な観点からリスク管理の強化に努められるとともに、セキュリティ脅威の変化を常に注視し、情報セキュリティインシデントが発生しないよう必要な対策を講じられたい。</p>	<p>(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 Ⅱ) 内部統制等 ④災害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模自然災害等に備え、緊急時の連絡体制等について定期的に訓練や研修を実施する。</li> <li>・ 業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。</li> </ul> <p>⑤外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所及び加入者等の個人情報を実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。</li> </ul>
<p>Ⅱ) 内部統制に関する取組 ③コンプライアンスの徹底</p>	<p>■引き続きコンプライアンスに関する取組を推進し、全職員のコンプライアンス意識の向上に努められたい。</p>	<p>(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 Ⅱ) 内部統制等 ③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。</li> <li>・ 本部・支部においてコンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスに係る取組を推進する。</li> <li>・ 外部相談窓口（コンプラほっとライン）等に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努め</li> </ul>

<p>Ⅲ) その他の取組 ①費用対効果を踏まえたコスト削減等</p>	<p>■引き続き、契約の透明性を担保し、費用対効果を踏まえて、一般競争入札による調達を適正に進められたい。</p>	<p>る。</p> <p>(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 Ⅱ) 内部統制等 ⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。</li> <li>・ 調達に当たって、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。</li> <li>・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。</li> <li>・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。</li> </ul>
<p>Ⅲ) その他の取組 ②協会システムの安定運用</p>	<p>■平時の業務のほか、令和4年4月にサービスインした間接システムや、令和5年1月にサービスインした新業務システムの切り替えにおいても、加入者及び事業主に影響を及ぼすことなく、安定的なシステム稼働が行われたことを評価する。</p>	<p>(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備 Ⅲ) システム対応 ①協会システムの安定運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協会の基盤的業務（現金給付の支払い等）が停止することがないように、日々の運行監視やシステムメンテナンス業務を確実に実施する。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>安定稼働に大きな影響を及ぼす各種サーバーや OS のバージョンアップ等の対応を適切に実施し、協会システムを安定稼働させる。</li> </ul>
<p>Ⅲ) その他の取組</p> <p>③制度改正等にかかる適切なシステム対応</p>	<p>■引き続き、改修スケジュールを遵守するとともに、システムトラブルが生じないよう取り組まれない。</p>	<p>(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <p>Ⅲ) システム対応</p> <p>② 制度改正等にかかる適切なシステム対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律改正、制度改正及び外部機関におけるシステムの変更等に対し、内外の関係各所と調整しながら確実な要件定義を行い、スケジュールを遵守して適切なシステムを構築する。</li> </ul>
<p>Ⅲ) その他の取組</p> <p>④中長期を見据えた新システム構想の実現</p>	<p>■今後も、業務システムの適切な運営管理を継続するとともに、令和8年1月更改に向け、必要な検討を進められたい。</p>	<p>(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備</p> <p>Ⅲ) システム対応</p> <p>④ 中長期を見据えたシステム対応の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子申請及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関するシステム対応を行う。</li> <li>2026（令和8）年に予定している基盤中期更改は、2023（令和5）年1月に導入した各種機器の更改及び製品のバージョンアップ対応を行う。</li> </ul>